※内容は変更になる場合があります

令和６年８月からの

「後期高齢者医療限度額適用認定証」

をお届けします。

令和６年８月１日以降に医療機関等にかかるときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、同封の新しい「後期高齢者医療限度額適用認定証（以下、限度額認定証）」を被保険者証とあわせてご提示ください。

現在お使いの限度額認定証の有効期限は、令和６年７月３１日となっていますので、

８月１日以降にハサミを入れるなどして処分してください。

「限度額認定証」の提示により、医療機関等での窓口負担は、各適用区分に応じた自己負担限度額までの支払いとなります。（１医療機関ごと、１カ月単位）

**★　１カ月ごとの自己負担限度額は・・・**

**１カ月ごとの自己負担限度額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **適用区分** | **自己負担限度額** |
| **外来＋入院（世帯ごとに計算）** |
|  | **現役Ⅱ** | １６７，４００円 ＋（総医療費－５５８，０００円）×１％  ［多数回該当の場合は　９３，０００円］ |
|  | **現役Ⅰ** | ８０，１００円 ＋（総医療費－２６７，０００円）×１％  ［多数回該当の場合は　４４，４００円］ |
| （参考） | **現役Ⅲ** | ２５２，６００円 ＋（総医療費－８４２，０００円）×１％  ［多数回該当の場合は１４０，１００円］ |

**＜注意＞　限度額認定証の有効期限は令和７年７月３１日となっていますが、同一世帯の後期高齢者医療被保険者の転出や転入などの異動により交付対象とならなくなった場合には、異動のあった翌月（１日の場合はその月）から限度額認定の対象外となります。また、所得の更正により、交付対象とならなくなった場合は、令和６年８月１日に遡って対象外となります。**

**★　限度額認定証の交付対象となる方は・・・**

1. 現役Ⅱと判定される方：

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の住民税課税所得額が３８０万円以上６９０万円未満の場合

1. 現役Ⅰと判定される方：

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の住民税課税所得額が１４５万円以上３８０万円未満の場合

この限度額認定証は令和６年６月７日現在の状況で作成しています。ご不明な点がありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

各市（区）町後期高齢者医療制度担当窓口

（連絡先：同封パンフレットの３２・３３ページをご覧ください）

または、兵庫県後期高齢者医療広域連合資格保険料担当　０７８-３２６-２０２１

※電話番号はおかけ間違いのないようにお願いします。